## 地域未来投資促進法の基本計画(新規及び変更)に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律(平成 19 年法律第 40 号)(地域未来投資促進法)に基づき、関係省庁と共に、 地方自治体が作成した基本計画に同意しました。

近畿経済産業局管内では、大阪府箕面市の基本計画(新規)及び滋賀県の基本計画(変更)について同意しましたので、お知らせします。

#### 1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している 民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事 等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記UR Lを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme\_chiiki/chiikimiraitoushi.html

#### 2. 今回同意された基本計画について

近畿経済産業局管内では、地域未来投資促進法に基づく基本計画として協議のあった 2計画について同意しました。なお、同意した基本計画の概要は次頁を御参照下さい。

<新たに同意した基本計画> 箕面市

<変更に同意した基本計画> 滋賀県

#### 3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、7府県<sup>\*</sup>、65 の基本計画に同意済みとなりました。(全国では 263 の基本計画に同意済み)

なお、基本計画の本文および概要は下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme\_chiiki/miraitoushi/miraitoushikihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

# 大阪府箕面市における基本計画の概要

## 計画のポイント

近年、箕面市の箕面船場地区、彩都西部地区における開発・再開発事業により、医療、健康生活関連産業分野の企業立地・集積が進展している状況等を好機と捉え、 「第2期箕面市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月)」等にてとりまとめた目標や施策の基本的方向性に基づき、高い付加価値と質の高い雇用の創出が 期待されるヘルスケア・ライフサイエンス産業をはじめとする成長産業の集積を促進して強い産業基盤を確立するとともに、本基本計画に基づく承認を受けた地域経 済牽引事業者の成長を通じて他の産業・企業にも高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現させていくことを目指す。

#### 促進区域

大阪府箕面市

## 経済的効果の目標

1件あたり平均6,916万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件 創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍の波及効果を与え、 促進区域で280百万円の付加価値を創出することを目指す。

### 地域経済牽引事業の承認要件

【要件1:地域の特性を活用すること】

箕面船場地区及び彩都西部地区を中心とした医療・健康生活関連の産業集 積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野

【要件2:高い付加価値を創出すること】

●付加価値増加分:6,916万円超

【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれること】

●売上:6%以上増加 ●雇用者数:2%以上増加

## 制度・事業環境の整備

大阪府成長産業特別集積税制(大阪府)、箕面市企業立地の促進に関する条例 (税制優遇)、ベンチャー企業を誘致した土地・建物所有者に対する固定資産 税・都市計画税減免など

## 地域経済牽引支援機関

箕面商工会議所、大阪船場繊維卸商団地協同組合、株式会社池田泉州銀行、株式 会社商工組合中央金庫、国立研究開発法人産業技術総合研究所(関西センター) など

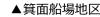
#### 《促進区域図》





▲北大阪急行線延伸丁事







▲彩都地区

#### 計画期間

計画同意の日(令和4年12月23日)から令和9年度末日まで

## 滋賀県における基本計画の概要

#### 計画のポイント

はん用機械や電子部品・デバイス・電子回路、窯業土石や化学工業、食料品製造業等といったものづくり関連産業の集積をはじめ、医療・健康関連等の産業集積、水環境ビジネス・電 池関連等の技術、さらには、情報人材を活かして、産学官金や産業間の連携により、企業が有する技術力や展開力の一層の強化を図り、付加価値が高く、国内だけでなく、海外市場の ニーズも踏まえた戦略的な製品やサービス、ビジネスモデルの創出を促進する。

さらに、琵琶湖を中心とする豊かな自然や歴史遺産・文化資産をはじめ、農林水産物、企業等の有する知恵や技術等、本県の有する地域固有の資源や特性をこれまで以上に光を当て磨き上げることにより観光交流や付加価値の高いビジネスを生み出し、魅力ある産業・質の高い雇用の創出を図る。

#### 促進区域

滋賀県全域(大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)

#### 経済的効果の目標

1件あたり5,277万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を50件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.236倍の波及効果を与え、促進区域で3,262百万円の付加価値を創出することを目指す。

#### 地域経済牽引事業の承認要件

【要件1:地域の特性を活用すること(①~⑤のいずれか)】

- ①滋賀県のはん用機械や電子部品・デバイス・電子回路等の加工組立型業種、窯業土石や化学工業等の部材・素材関連業種及び食料品製造等の産業集積を活かした成長ものづくり分野
- ②滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野
- ③滋賀県の企業、大学、研究機関が保有する水環境ビジネス、電池関連等の技術を活かした環境・エネルギー分野
- ④滋賀県の情報人材を活かした第4次産業革命関連分野
- ⑤琵琶湖を中心とする滋賀の自然や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を活かした観光・スポーツ分野

【要件2:高い付加価値を創出すること】

【要件3:県内に相当の経済的効果をもたらすこと(下記のいずれか)】

·付加価値増加分:5,277万円超

- ●売上額:5%以上増加 ●雇用者数:2人以上増加
- ●取引額:5%以上増加 ●雇用者給与等支給額:3%以上増加

#### 制度・事業環境の整備

不動産取得税の不均一課税、産業用地の確保、人材育成・確保支援、事業継承支援、技術支援など

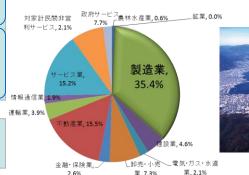
#### 地域経済牽引支援機関

滋賀県工業技術総合センター、滋賀県東北部工業技術センター、滋賀県産業支援プラザ、ジェトロ滋賀 貿易情報センター、(公社)びわこビジターズビューローなど



《高い付加価値を生み出す 製造業の集積》

《暮らしや産業・観光等を支え 多様な価値を有する琵琶湖》





出典: H26年度滋賀県民経済計算/滋賀県統計課

#### 計画期間

計画同意の日(平成30年1月24日)から令和4年度末日まで